

議案第14号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年3月1日提出

加西市長 中川 暢 三

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和 42 年加西市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 5 号中「（資格取得日の属する月以後 2 年を経過するまでの間に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

旧被扶養者（被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった者）に対する減免措置の継続を図るため所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

旧被扶養者に対する減免規定のうち、「(資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る。)」を削除する。